

各地方農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部防災課長

令和3年台風第14号接近等に伴う事前点検及び被災箇所における
応急対策の実施について

台風第14号は、東シナ海にあって、16日にかけてほとんど停滞したのち、北東に進み、17日には温帯低気圧に変わる見込みであるものの、大雨等が予想される場所である。

については、気象情報に十分注意の上、農地・農業用施設等の事前点検、大雨後の被災調査等について、下記に留意して万全の措置を講じられたい。

なお、貴局管内の都府県へ周知するとともに、都府県を通じて関係市町村及びため池等の施設管理者へ周知されるよう依頼方よろしく願います。

記

- 1 常に気象情報に注意し、大雨が予想される地域においては、農地・農業用施設等の災害を防止又は被害を軽減するため、身の安全を十分に確保した上で、事前に巡視及び点検に努めること。
特に、ため池については、災害防止のため貯留水の低水位管理を行うとともに、下流等への被害が予測される場合には、関係集落、消防団等に急報すること。
なお、大雨特別警報が発表された場合には、「大雨特別警報時の農業用ため池緊急点検等要領について」（平成30年7月2日付け30農振第1228号防災課長通知）に基づき、緊急点検等の実施体制を確立し、解除後、身の安全確保に最大限注意を払いつつ、速やかに実施すること。
- 2 大規模災害が発生した際には、「大規模災害時におけるダム・ため池等被災情報の緊急連絡について」（平成29年10月27日付け事務連絡）に基づき、迅速かつ確実に農村振興局防災課防災・減災対策室及び災害対策室まで報告を行うこと。
- 3 農地・農業用施設等の被害に関する初期情報収集、被災調査及び応急対策、災害復旧等の技術支援が必要な場合には、MAFF-SATによる緊急派遣調査を実施する等、早期復旧に向けた支援を行うこと。
- 4 被災を受けた農地・農業用施設等の二次災害を防止するため、緊急に対策を要する箇所については、災害復旧事業の査定前着工（応急仮工事、応急本工事）を積極的に活用するなど、万全の措置を講ずること。